

徳島県告示第431号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり第1種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和8年8月14日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 指定の効力が失われた区域

三好市山城町仏子字榎ノ本974、975、983及び994並びに字フナ木802及び803の2並びに栗山字岡田400の1及び402、字のふのゑ391の1及び392並びに字どふの元396の1、397の1、397の2、398及び399の1から399の3まで

2 指定の効力が失われた日

令和8年7月8日